

## 表彰の方法について（案）

### 1. 表彰の観点・項目

- ・「消費者対応部門」の取組表彰ではなく、トップコミットメントによるガバナンスも踏まえた表彰とする。
- ・消費者志向経営の取組に関する情報の開示を企業に促す仕組みとする。
- ・現状の評価ではなく、プロセスの評価を重視する（全ての評価の項目を満たすことよりも、今後の改善にどうつなげていくかを重視）。
- ・全国的な大企業だけではなく、地方企業や中小企業でも対象となり得るようにする（評価の項目も企業規模によって調整）。

#### [評価の項目]

- ① トップのコミットメント
- ② コーポレートガバナンス
- ③ 企業風土や従業員の意識の醸成
- ④ 事業関連部門と品消法関連部門との有機的な連携
- ⑤ 活動結果の評価と見直し

### 2. 表彰の方法

- ・一度に表彰を始めるのではなく、まずは考え方を周知し、企業により消費者志向経営への宣言をしてもらい、そうした企業を対象として表彰する。

#### 第1段階 経営トップによる宣言・取組内容の公表

宣言項目について今後の方針や改善するプロセスを宣言するとともに、取組内容をウェブサイトで公表する。（取組企業を増やし、表彰につなげるため）  
 -改善プロセスについては年次レポート等での公表をしてもらうこととする。

#### 第2段階 宣言企業を対象とした表彰

第1段階で宣言をした企業の中から、表彰を希望する企業について消費者庁が審査の体制を整え、表彰を実施する。

### 3. 上記を踏まえたスケジュール

～2016年3月	宣言項目・表彰基準の策定
2016年度 ～2017年度	宣言項目等の周知・自主宣言企業の募集 宣言企業・改善プロセスの公表（各企業）
2017年度 ～2018年度	宣言実施企業から表彰企業の募集 審査・表彰